

告 示

◆鳥取縣告示第五十六号

昭和二十二年閣令、内務省令、第一号第八條の規定により東伯郡上北條村農地委員会委員の候補者につき覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべが期日を次の通り指定する。

昭和二十四年二月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十四年一月四日から
昭和二十四年二月六日まで

◆鳥取縣告示第五十七号

昭和二十三年度第二回毒物劇物營業事務管理人試験を次

昭和二十四年二月四日 金 曜 日

本書ノ大キナヘ開定通書△列

のように行すする。

昭和二十四年二月四日

種別 日時及び場所

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

場所 所

筆記試験

昭和二十四年(月) 午前十時

鳥取市東町

鳥取師範学校

実地試験

同月十六日 三月七日

年(水) 午前十時

鳥取市東町

鳥取師範学校

志願者は昭和二十四年二月二十八日迄に願書に試験手数料百円を添えて直接衛生部薬務課宛提出すること。

◆鳥取縣告示第五十八号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよう仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年二月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

事項を守る義務を負うこと。

00777

一、建築主の住所氏名 岩美郡宇倍野村大字麻生

小林平藏

一、建築物の位置 鳥取市川端四丁目四九ノ七番地先

同 用途 店舗併用住宅

一、同 構造 木造、杉皮葺 二階建 一棟

一、同 規模 建築面積 一五、二平方米

一、同 突出する部分 同

許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業集施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合に事業者の指定する規間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、建築物の譲渡を受けたる者も前項に定めたる

00778

昭和二十四年二月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、名 称 鳥取縣立中央兒童相談所米子支所

一、所 在 地 米子市角盤町二丁目十五番地

一、開設年月日 昭和二十四年一月二十四日

◆鳥取縣告示第六十一号

次の者は兒童福祉法施行令第十三條第一項第一号の規定により保母たる資格を有する者であるとの証明書を交付した。

昭和二十四年二月四日

鳥取市 羽根壽重

◆鳥取縣教育委員會告示第八号

昭和二十四年度公立高等学校入学者選抜要項を次のよう定める。

昭和二十四年二月四日

◆鳥取縣告示第五十九号

昭和二十三年十二月厚生省令第六十三号兒童福祉施設最低基準第五條第二項の規定により兒童福祉施設の指導及び監督を担当する吏員を次の通り指定する。

昭和二十四年二月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

所 属 職名 氏名 担当施設

同 同 新治 保育所、兒童厚生院

所兼民生部兒童課 技師 塚田嘉彰 教護院

民生部兒童課 主事 本間知之 養護施設、精神薄弱施設

縣立中央兒童相談所 鈴木貞子 母子寮、助產施設

所兼民生部兒童課 同

鈴木貞子 母子寮、助產施設

縣立中央兒童相談所支所を次のように開設しを。

◆鳥取縣告示第六十号

縣立中央兒童相談所支所を次のように開設しを。

新治 保育所、兒童厚生院

鈴木貞子 母子寮、助產施設

00779

- 二、其の他文部大臣に於て新制中学校卒業者と同等
以上の学力ありと認めた者

三、出願手続

- 1、志願者は入学志願者名票及び入学選抜手数料を取
揃えて出身学校に提出し報告書と共に出願期間内に
志望校に提出する様に依頼すること。
但し三月五日の日附印ある郵送の出願書類は有効と
する。

イ、入学志願者名票（用紙は本縣所定のもの）

ロ、入学選抜手数料 違て告示す。

- 2、志願者の出身学校長は出願期間内に報告書を志望
校の校長宛に提出する。

報告書の記載内容、様式は別に示す。

- 3、各高等学校は入学志願者名票及び入学選抜手数料
を受理した時は受験証票を交付し、之を以て入学選
抜手数料の領收証に代える。
但し郵送をする者は返信用封筒一枚（宛先明
き書郵便貼布）を準備のこと。

四、出願期間及び場所

出願期間 昭和二十四年二月二十日より三月五日迄
受付場所 各志望校

五、入學者選拔方法

- 1、入學志願者の學力検査を行う爲、教育委員会に高
等學校入學者學力検査問題作成委員会を設け志願者
全員に対して同一問題により學力検査を実施す。

- 2、前項の學力検査は各志望校に於て実施し且受験者
個々の成績は各校に於て之を評定す。

- 3、各高等學校に於て學力検査に亘らない程度に志願
者の家庭、環境、人物、志操、身体等について知る
爲に面接を行い選拔の参考とするのは差支えない。
但し面接を実施する學校は予めその旨を志願者に知
らせる事を要する。

- 4、入學者の選拔に當つて各高等學校は志願者の學力
検査及び出身學校長から提出された報告書の各成績
を総合して決定する。

六、入學選抜期日及び場所

00780

1、學力検査期日 昭和二十四年三月二十日前九時

より

一、教員人事の件

一、その他の

2、學力検査場所 各志望校

3、入学許可者発表 三月十二日

七、注意事項

- 1、入学志願者名票は各高等学校に準備してあるから
出願希望者は最寄の高等学校から交付を受けること。

- 2、選抜検査受験場には必ず受験証票を持参すること。

- 3、既納の入学選抜手数料はいかなる事由があつても
之を還付しない。

- 4、志願についての問合せは最寄の高等学校に行うこ
と。

◆鳥取縣教育委員会告示第九号

左の件を附議するため二月七日教育委員会を鳥取市に招
集する。

昭和二十四年二月四日